

大阪府と株式会社カインズとの 動物の愛護及び管理への協力に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで、大阪府の動物愛護管理行政を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、動物愛護管理行政の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 動物の譲渡の推進に関する事
- （2） 動物の災害対策に関する事
- （3） 動物愛護管理行政の普及啓発に関する事
- （4） その他、本協定の目的に沿った事項に関する事

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲乙合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更について申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間協定を継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年7月9日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役社長 CEO 高家 正行